福彩支援ニュース 第37号 2022.5

発行:福島原発さいたま訴訟を支援する会(略称:福彩支援)

ウェブサイト http://fukusaishien.com/
電子メール apply@fukusaishien.com
郵便振替口座番号 00130-7-550500　郵便振替口座名:福彩支援

【連絡先】
北浦恵美　tel:04-2943-7578　fax:04-2943-7582

★訴訟についてメールでも随時お知らせしています。配信ご希望の方は apply@fukusaishien.com へご連絡を!

4/20福島原発さいたま訴訟

不当判決！

4月20日午前11時に言い渡された判決は東電に対し
原告63名に計6541万2337円の賠償を命じた
一方国の責任は認めなかった!
国の責任を認めなかったことについて、悔しい「不当判決」となる!

5/2 控訴

控訴人数 22世帯 68名、控訴額 3億4621万3637円

舞台は東京高裁へ!

※控訴審期日が決まり次第ニュースでお知らせします

4/20判決要旨

福彩支援事務局

法定入廷行動

事故発生から11年、第一次提訴から8年、長い年月を費やして戦ってきた法廷闘争に判決言渡しの節目の時が訪れた。結果は、「不当判決」。避難者原告が求めた損害賠償では部分的に前進は認められたものの、肝心の国に対する責任追及に対しては何と「規制権限を行使しても事故を回避できたとはいえない」という、とんでもない判断。国はやるべきことをやらなかったけれど、やったとしても事故は防げなかっただろうから、国の責任はなかったことにする、という理由付け。こんな言い訳通用させて良いわけがない。

判決文の原文は、厚さ5cmほどもある膨大なものなので、裁判所作成の判決要旨をご覧ください。

令和4年4月20日判決言渡

さいたま地裁第２民事部

裁判長裁判官　岡部純子
裁判官　甚田理恵　藤田陽平
平成26年（ワ）第501号
平成27年（ワ）第108号 同第1874号
平成28年（ワ）第2991号　損害賠償請求事件

判決要旨

【事案の概要】

本件は、東北地方太平洋沖地震（本件地震）及びこれに伴う津波（本件津波）の影響で、被告東電の福島第一原発から放射性物質が放出された事故（本件事故）により、自身又は親族が福島県内から埼玉県内に避難を余儀なくされ、損害を被ったと主張する者又はその相続人である原告ら95名が、被告東電及び被告国に対し、損害賠償を請求する事案である。

【主な争点】

経済産業大臣の規制権限不行使の違法性の有無
損害の有無及び損害額

【主文の骨子】

被告東電に、原告らの内63名に対する合計6541万2337円の賠償を命じた。原告らの被告国に対する請求は棄却した。

【理由の骨子】

１．経済産業大臣の規制権限不行使の違法性の有無について

(1)技術基準適合命令の発出の可能性

平成14年7月に地震調査研究推進本部地震調査委員会が発表したいわゆる長期評価において、福島沖を含む海溝寄りの領域でM8.2程度の津波地震が発生する可能性が指摘されていた。長期評価は、従来の調査研究の成果を網羅的に整理・分析し、最新の観測結果を踏まえ、多数の専門家の複合的合議によりまとめられたものであり、経済産業大臣の原子炉施設の規則権限行使に係る判断を基礎づけ得る信頼性が認められる。

長期評価の予測する地震から発生する津波について、波高の推計を行うと、福島第一原発の主要建屋の敷地高を超える津波の到来が予見できた。そして、福島第一原発の電源設備などの配置に照らすと、主要建屋の敷地高を超える津波が到来するとき、非常用電源設備等が機能喪失し原子炉施設などが損傷を受けるおそれが認められた。したがって、経済作業大臣は、福島第一原発について、技術基準適合命令などの規制権限を行使することができたのであり、平成14年7月の長期評価の公表を受けて検討を始めれば、平成18年末には技術基準適合命令の発出等により、被告東電に防護措置の設置に着手させることができた。

(2)規制権限不行使の違法性

経済産業大臣の規制権限不行使が、許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠き、国家賠償法第1条1項の適用上違法であるかを判断するに当たり、経済産業大臣が規制権限を行使すれば本件事故の発生を回避できたかが問題になる。

経済産業大臣が規制権限を行使して被告東電に求める防護措置として防潮堤等の設置が考えられる。しかし、長期評価により予測される津波を防護するに十分な防潮堤等が設置されたとしても、これと規模や来襲方角の大きく異なる本件津波を防護できたとは認められない。

原告らは、防潮堤等の設置と併せて、建屋内部や重要機器室への水の侵入を防止する水密化措置が行われるべきであり、水密化措置が行われていれば本件事故を回避できたと主張する。しかし、防潮堤等により、敷地内への津波の侵入を回避できるとき、重ねて水密化措置を行うべきであるとはいえない。防潮堤等が設置されるまでの防護措置として、水密化措置を行うことについても、設置期間中は水密化措置のみで原子炉施設を防護することになり、敷地内への津波の侵入による派生事故

や、非常用海水系ポンプ等の防護の点で安全確保に懸念があり、適切な防護措置であるとはいえない。

（3）まとめ

経済産業大臣は、長期評価により福島第一原発の主要建屋の敷地高を超える津波の到来が予見できたにもかかわらず、規制権限を行使しなかったのであり、経済産業大臣の重大な責務を果たしたとは言えない。しかし、長期評価により経済産業大臣が規制権限を行使しても本件事故を回避できたことが認められない。したがって経済産業大臣の規制権限不行使が本件事故により被害を受けた個別の国民との関係で違法であるとは言えない。したがって、原告らの被告国に対する請求は認められない。

2. 損害の有無及び損害額

原告らの被告東電に対する原子力損害の賠償に関する法律に基づく請求について、原告らに損害の有無及び損害額を検討する。

（1）精神的損害について

本件事故により避難したことが、一般人の感覚に照らして合理的であり、社会通念上相当である場合は、本件事故により平穏に生活する利益が侵害されたと認められ、それによる精神的損害が賠償されるべきである。避難の相当性は、避難者の個別具体的な事情を踏まえて判断するのが相当である。自主的避難等対象区域から避難した者についても、放射線の人体への悪影響が我が国で広く言われており、専門的知見を有しない者にとって不安や恐怖を払しょくするのが難しいことを踏まえると、個別の事情によっては避難の相当性が認められると解される。

慰謝料額は、本件事故時住所地及びその周囲の状況、避難者の従前の生活状況、属性、家族構成、避難に至る経緯、避難生活の状況などを個別具体的に考慮して算定すべきである。また、帰宅困難区域については、その地に戻って帰属感を確かめ懐かしい情景に身を置くことすらかなわないこと、居住制限区域及び避難指示解除準備区域等については、解除まで長期間を要したために、帰住に困難を伴い、帰住しても周囲の変容などによりかつての生活基盤のすべてを取り戻せない状況にあることを考慮すべきである。

（2）財産的損害（居住用不動産）について

本件事故前の不動産の価額を基準として、本件事故により、不動産の価値を喪失しまたは一部を喪失したと認められる場合は、それに応じた賠償が認められるべきである。そして、価値の喪失等の有無・ 程度については原告らの立証を踏まえ、中間指針等や賠償基準の考え方も勘酌しながら、不動産の存する区域の状況に応じて判断するのが相当である。

（3）被告東電の弁済について

被告東電が直接請求手続きやADR手続きにより行ってきた賠償は、細分化された損害項目を特定し、損害項目ごとの賠償基準にしたがい、当該項目以外には和解の効力が及ばないことを確認して行ったものであるから、損害項目を精神的損害または居住用不動産の財産的損害と特定して行われた賠償以外については、原告らの請求に影響しないと解される。

原発訴訟さいたま地裁判決

弁護団より

猪股 正弁護士

2014年3月の提訴から8年が経過した本年4月20日、福島原発事故責任追及訴訟さいたま地裁判決が言い渡され、28世帯95人の原告のうち63人に、総額約6541万円の損害賠償の支払いが命じられました。弁護団は、即日、控訴の方針を決め、今後、東京高等裁判所おいて控訴審の審理が続いていくことになります。

1. さいたま地裁判決の問題点

さいたま地裁判決には、大きく2つの問題点があります。1つは国の責任を否定したこと、もう1つは損害賠償額の水準の問題です。

(1)国の責任の否定ー結果回避可能性の否定

さいたま地裁判決は、地震調査研究推進本部地震調査委員会が平成14年7月に発表したいわゆる長期評価について、子細な検討をして、その信頼性が認められるとしました。その上で、長期評価によれば、主要建屋の敷地高を超える津波の到来が予見でき、非常用電源設備等が破水して機能喪失し原子炉施設等が損傷を受けるおそれが認められた（予見可能性の肯定）ので、国は規制権限を行使して、東京電力に防護措置の実施に着手させることができたといえ、にもかかわらず、規制権限を行使しなかった国は、重大な責務を果たしたとはいえないとしました。

ところが、さいたま地裁判決は、それに続けて、長期評価により予見可能な津波（想定津波）と本件原発事故の際の津波（本件津波）はその規模や来襲方角に大きな相違があり、国が規制権限を行使しても、防潮堤等の設置によって、本件津波による浸水を回避できたとは認められないとし、また、防潮堤等の設置に加えて、建屋内部等への水の浸入を防止する水密化措置を重ねて行うべき理由もなかったとし、結論として、国が規制権限を行使しても本件事故の結果が回避できたとは認められない（結果回避可能性の否定）として、国の責任を認めませんでした。

しかし、規制権限を行使しないまま東京電力に対策をとらせなかった国の対応について、重大な責務を果たしていないとしながら、対策をとらせていたとしても、結局、結果を回避できなかったはずだから国に責任はないという判断は、やってみる前から、やっても無理だったと断じるものです。防護措置をとらなければ全電源喪失に至り取り返しのつかない事態になることを予見していれば、その事態に直面して、国及び民間が総力を挙げて英知を結集して検討が行われたはずです。そうした検討の経過もないまま時が経過した現在までの知見から、原発事故当時、結果回避可能性はなかったと断じることにはそもそも無理があり、一般国民の感覚からもかけ離れていると思います。

また、原発事故が発生したときに惹起される取り返しのつかない被害の甚大性に照らせば、万が一にも事故が発生しないように、津波の規模や来襲方角の想定には幅を持たせた対策を講ずるべきですし、「多重防護」が重要であって防潮堤等の設置に加え水密化措置も重ねて行われる必要があったといえ、これらの防護措置により結果の回避は可能であったと考えられます。

仙台高裁判決は、国において、結果回避が不可能であったこと等の主張立証をしない場合には結果回避可能性が事実上推認されるとして国の責任を認めています。高松高裁判決も、防潮堤の設置に加えて水密化措置をとることにより全電源喪失の事態にまで至らなかった蓋然性が高いとし、また、長期評価に依拠した具体的な検討をしていないため結果回避可能性に関する資料が極めて乏しいという事情も踏まえる必要があるとして、国の責任を認めています。

(2)損害賠償水準の低さ

第2の問題点は、損害賠償額の水準が低すぎるということです。先行する判決と比較すると、区域

外避難の原告については賠償額は高くなっているものの、全体として、未曽有の原発事故による被害の救済額として低すぎる水準であり、先行する判決も含め、本件原発事故が惹起した被害の大きさ・深刻さを過小評価しているというほかありません。

特に、さいたま地裁判決では、東京電力の義務違反の程度についての評価も十分になされておらず、また、ふるさとを喪失するということが、人間の尊厳ある生存にいかに不可逆的かつ代替不能なダメージを与えるかという点に関する認識が決定的に不足していると思います。

例えば、仙台高裁判決では、東京電力について、新たな防災対策を極力回避しあるいは先延ばしにしたいとの思惑のみ目立っているといわざるを得ず、原子力事業者としてあるまじき姿勢であったとして、東京電力の義務違反の程度は、決して軽微とはいえないとして、慰謝料の算定にあたり考慮すべきとしています。また、「ふるさと喪失」について、「生存と人格形成の基盤」を一個人の人生のスパンで見ればほぼ不可逆的に破壊・損壊されたというべきであると判示し、平穏生活権侵害に基づく慰謝料として、①強制的に転居させられた点について150万円、②避難生活の継続を余儀なくされたことについて月額10万円（平成30年3月まで。それ以降は「ふるさと喪失」損害によって評価）、③「ふるさと喪失」について600万円と評価すべきであるとし、精神的損害に係る賠償額として合計1600万円と認定しています。

除本理史大阪市立大学教授は、ふるさとの喪失について、日常生活と生業を営むために必要なあらゆる条件を奪われたということであり、人間が日々年々の営み（自然との間の物質代謝）を通じてつくりあげてきた家屋、農地などの私的資産、各種インフラなどの基礎的条件、経済的・社会的諸関係、環境や自然資源などを含む一切をさすとしており、その中には、長期承継性、地域固有性という特徴をもつ要素があるとしています。

さいたま地裁判決は、時間軸や地域の固有性を含む、ふるさと喪失の内実を捉えているとはいい難く、帰還困難区域等の原告の請求を棄却していることも、この点に関連していると思います。また、さいたま地裁判決では、上記①から③のような損害類型毎の基準額の明示もなく、各原告について個別の事情を摘示しつつ損害額を認定しているものの、なぜそのような損害額の認定になるかの根拠が極めて曖昧不明確です。

2. 国による責任回避と被災者の精神的苦痛の持続について

さいたま地裁の審理では、早稲田大学の辻内琢也教授に対する証人尋問が行われました。辻内教授は、早稲田大学と震災支援ネットワーク埼玉が実施した原発事故被災者を対象とした調査結果に基づき、PTSDの可能性がある高いストレス状態が長期間にわたり現在も持続している被災者が多いことを明らかにしています。そして、辻内教授は、諸外国における人為災害の被災者の精神的苦痛が長期間継続している事例との比較などから、人為災害であって、事故の責任の所在が曖昧不明確な状態が続くことが、被災者の精神的苦痛が高いレベルで続くことに影響することなどを証言されています。

原発事故から11年以上が経過しましたが、未だに、事故の責任は曖昧にされたままです。本来は、事故直後から、国が自らの責任を正面から認めた上で、被災者に損害賠償を請求させるのではなく、国の責任で十分な被災者の救済策を早期に講じるべきでした。国が責任逃れの対応を続けていることが、今も続く被災者の苦痛を生み出しています。

3. 6月17日の最高裁判決

さいたま地裁判決については、これから東京高等裁判所において控訴審の手続きが始まりますが、6月17日には最高裁判所の判決が予定されており、各地で判断が分かれている国の責任についての判断が統一されることになります。

司法には、国の責任を認め、その対応の誤りを明確にし、本当の意味での被災者の救済を実現する役割が求められています。そして司法がその役割を果たすことによって、今も続く被災者の甚大な苦痛が緩和されることにつながります。

最高裁判所が、本件原発事故の被害の実相を直視し、国の責任を明確に認定し、判決が、原発事故から11年以上も続いている国の誤った対応を転換させる力となることを願っています。

裁判所前旗出し

判決を終えて

傍聴席より

4月20日は、提訴から8年、待ちに待った判決の日でした。不安と期待にドキドキしながら、101号法廷に入りました。

裁判長の、聞き取りにくい声を、一言も漏らさず聞き取ろうと緊張していた私の耳に**「被告国に対する請求を棄却する」**という信じられない言葉が聞こえました。そのあとのいくつかの「棄却」はほとんど聞き取れませんでした。

2分あまりの主文言い渡し後、裁判官は法廷を去り、原告の方々、弁護団、傍聴人が重い腰をあげました。傍聴席には落胆のため息があふれました。

＜旗出し＞

私は、傍聴の抽選に外れ、裁判所門前の旗出しを待っていました。

勝訴の2文字を待っていましたが、弁護団の出した旗は、まさかの「不当判決」でした。

待っていた多くの方からどうして？というどよめきが広がりました。

＜報告集会＞

続けて行われた報告集会で、弁護団から、悔しい判決の詳細が報告されました。

弁護団・原告のみなさんのあれだけの主張立証を尽くしてなお、国の責任を認めることに「ためらった」裁判所に、怒りを覚える集会となりました。

一方、区域外の避難者について、避難の相当性を認め、東電に対し約50万円の賠償を命じるなどしました。東電の個々の原告への細かな言いがかりについては全て排斥、また、区域外については避難する必要性がないという主張も容れませんでした。

この判決は、予見可能性を認めたうえ、結果回避性を認めなかったもので、**この論理は上訴審で維持できるものとはいえないだろう、**との指摘がありました。

予見できても事故を回避できないのであれば、全ての原発は停止されなければならない、と改めて思いました。

避難者の被害の実態についてアンケート調査などで明らかにされてきた早稲田大学の辻内先生は、10年に及ぶ被害、未だにPTSDに苦しめられている避難者が多くいること、

その被害を賠償する額としては、桁がひとつ、ふたつ違う、と発言されました。

原告の皆さんへ判決説明会

原告の皆さんに対して判決と控訴審に向けての説明をする会が開催されました。

WEB参加も併せて原告の方8名が参加され、判決の内容について弁護団から改めて説明がありました。

原告の皆さんからは、判決に対する怒りと、控訴審に向けての弁護団の皆さんの決意を聞きたい、という思いや控訴へ向けての複雑な思いも語られました。

弁護団からは今回の判決で、区域内の避難者の方々について、これまで支払われた避難に対する慰謝料で足りるとされた事例があり、これまで支払われたのは、避難に対しての慰謝料であり、ふるさとを奪われた慰謝料とは全く別のものと考えなければならないこと、国の責任について、予見可能性を認めておきながら、回避性を認めないという誤った判断などを正していきたい、という説明がありました。

支援する会から、多くの皆さんから訴訟費用支援のカンパが寄せられていること、カンパ全額とこれまでの支援金会計からのカンパを原告の皆さんの訴訟費用の支援として届けることをお伝えしました。

参加された原告の皆さんは控訴審に向けて決意を新たにされていました。

報告集会

記者発表資料

福島原発事故責任追及訴訟（埼玉）の概要

1　当事者

原告　福島原発事故によって、埼玉県内に避難した方及びその遺族

区域内：１７世帯（５１名）

区域外：１２世帯（４５名）

（相続や取り下げ等の事情により現在の人数とは異なります。）

被告　国、東京電力

2　請求内容

・慰謝料　一人当たり　１０００万円（一部請求）

・不動産損害　一人当たり　１０００万円（一部請求）

（＋弁護士費用）

・請求額合計　１１億円

3　訴訟の経過

・１次提訴　２０１４年３月１０日（H26（ワ）501）　６世帯２３名

・２次提訴　２０１５年１月１９日（H27（ワ）108）　７世帯３０名

・３次提訴　２０１５年８月２５日（H27（ワ）1874）　７世帯２２名

・４次提訴　２０１６年１２月１３日（H28（ワ）2991）　１０世帯２４名

・専門家証人尋問　２０２０年９月２日

辻内琢也教授（早稲田大学人間科学学術院人間科学部）

大規模なアンケート調査に基づき、被災者が置かれている状況について客観的に分析した内容を証言して頂いた。

・現地検証（現地進行協議）２０２０年１０月１９日

福島市（残土置き場前通過を含む）、飯舘村、南相馬市（ショッピングモール含む）、浪江町（役場周辺含む）、双葉町（中間貯蔵施設周辺）、富岡町（夜ノ森駅付近含む）の検証を実施。

・本人尋問　２０２０年９月～２０２１年３月

基本的に全世帯から最低１名の原告本人尋問を実施。避難の経緯、生活状況、心情等を具体的に証言した。

・結審　２０２１年９月２２日（第４０回口頭弁論期日）

提訴後、結審までに第１３４準備書面まで提出、陳述。

4　埼玉訴訟の特徴

・現地検証で、裁判官に被災地の現状を直接見てもらった。

・原告本人尋問は、いわゆるチャンピオン方式（代表立証）ではなく、基本的に全世帯を対象に実施した。

・東電は、結審時に、原発事故による被害は、避難指示を受けたものが避難所で集団生活している間のみ発生するという独自の主張を前提として、埼玉訴訟では、これに該当しない者まで被害者のふりをして本訴訟を提起している旨の意見陳述を行った。

5　全国の同種訴訟について

(1)　これまでの経過

これまで、全国の地裁・高裁で、東電と国を被告とする同種の損害賠償請求訴訟が提訴され、多数の判決が出されています。

現時点における全国の同種訴訟の判決概要は以下のとおりです（詳細は別紙一覧表のとおり）。

※　分母が提訴数、分子が勝訴判決

	国	東電
地裁判決	８／１６	２０／２０
高裁判決	３／４	６／６
計	１１／２０	２６／２６

※　具体的な主張の内容、請求額、立証方法は各地様々であり、必ずしも「同一」の訴訟ではありません。あくまで「同種」訴訟という位置づけになります。

(2)　今後の予定

最高裁は、２０２２年３月２日、３つの高裁判決について、東電との関係では、損害論に関する上告受理申立を不受理としたことで損害賠償責任が確定しました。

他方、安全規制の怠りなどの国の責任の有無に関しては、口頭弁論を経て最高裁によって最終的な判断が示されることになりました。

最高裁の口頭弁論期日は、いずれも４月中下旬頃（千葉（４月１５日）、群馬（４月２２日）、「生業」訴訟（４月２５日））に予定されており、夏頃までには最高裁判決が出される見込みです。

埼玉訴訟については、今後、東京高等裁判所にて控訴審が争われる予定です。

以上

記者会見の様子

区域内

世帯数	提訴	人数	不動産賠償
1	①	3	○
2	①	4	○
3	①	2	○
4	①	2	○
5	①	3	○
6	①	2	○
7	②	6	○
8	③	1	
9	④	4	○
10	④	1	
11	④	1	
12	④	4	
13	④	2	
14	④	4	
15	④	2	
16	④	2	
17	④	3	
18	④	1	
17世帯51名			

区域外

世帯数	提訴	人数	不動産賠償
1	②	6	○
2	②	4	
3	②	4	
4	②	3	
5	②	4	
6	②	3	
7	③	4	
8	③	2	
9	③	6	
10	③	3	
11	③	3	
12	③	3	
12世帯45名			

提訴時別世帯構成

1次提訴H26(ワ)501	2014/3/10	6世帯23名	2億3100万
2次提訴H27(ワ)108	2015/1/1	7世帯30名	3億5200万
3次提訴H27(ワ)1874	2015/8/25	7世帯22名	2億4200万
4次提訴H28(ワ)2991	2016/12/13	10世帯24名	2億7500万

※訴訟中の原告の相続の発生や取り下げにより、現在の原告数とは異なります。

全合計	**29世帯96名**	**11億**

全国の判決結果一覧表

	判決日	裁判所	訴訟名など	弁護団名など	被告		現地見分	原告人数	慰謝料認容額
					東電	国			
1	2017.3.17	前橋地裁	群馬訴訟	群馬弁護団	○	○	○	137名	3855万円
2	2017.9.22	千葉地裁	千葉訴訟（一陣）	千葉弁護団	○	×	×	45名	1億5000万円
3	2017.10.10	福島地裁	生業訴訟（一陣）	生業弁護団	○	○	○	2900名	4億9795万円
4	2018.2.7	東京地裁	小高に生きる訴訟	「小高に生きる」弁護団	○		?	321名	約11億円
5	2018.3.15	京都地裁	京都訴訟	京都弁護団	○	○	×	174名	約1億1000万円
6	2018.3.16	東京地裁	首都圏訴訟	首都圏弁護団	○	○	○	47名	約6000万円
7	2018.3.22	いわき支部	福島原発避難者訴訟（一陣）	浜通り弁護団	○		○	219名	6億1240万円
8	2019.2.20	横浜地裁	神奈川訴訟	神奈川弁護団	○	○	○	175名	約4億2000万円
9	2019.3.14	千葉地裁	千葉訴訟（二陣）	千葉弁護団	○	×	×	19名	509万円
10	2019.3.26	松山地裁	愛媛訴訟	愛媛弁護団	○	○	×	25名	2743万円
11	2019.8.2	名古屋地裁	愛知・岐阜訴訟	愛知・岐阜弁護団	○	×	×	128名	9684万円
12	2019.12.17	山形地裁	山形訴訟	山形弁護団	○	×	×	734名	44万円
13	2020.2.19	福島地裁	中通り訴訟	?	○		?	52名	1203万円
14	2020.3.10	札幌地裁	札幌訴訟	北海道弁護団	○	○	×	253名	約5300万円
15	2020.3.12	仙台高裁	福島原発避難者訴訟（一陣）控訴審	浜通り弁護団	○		?	146名	追加認容額1億4995万円
16	2020.3.17	東京高裁	小高に生きる訴訟控訴審	「小高に生きる」弁護団	○		?	321名	約3億6000万円
17	2020.6.24	福岡地裁	九州訴訟	九州弁護団	○	×	×	54名	約911万円
18	2020.8.11	仙台地裁	仙台訴訟	みやぎ弁護団	○	×	?	79名	約1億4175万円
19	2020.9.30	仙台高裁	生業訴訟（一陣）控訴審	生業弁護団	○	○	○	3550名	約10億1000万円
20	2020.10.9	東京地裁	阿武隈会訴訟	原発被災者弁護団	○	×	○	54名	約6500万円
21	2020.11.18	いわき支部	南相馬訴訟	避難者訴訟弁護団	○		?	143名	約1億4600万円
22	2021.1.21	東京高裁	群馬訴訟控訴審	群馬弁護団	○	×	○	91名	1億1972万1000円
23	2021.2.19	東京高裁	千葉訴訟（一陣）控訴審	千葉弁護団	○	○	?		
24	2021.6.2	新潟地裁	新潟訴訟	新潟弁護団	○	×	×		
25	2021.7.30	郡山支部	津島訴訟	津島弁護団	○	○			
26	(2021.9.29)	高松高裁	愛媛訴訟控訴審	愛媛弁護団	○	○		25名	

※　網掛けは控訴審判決

※　「被告」欄は、○…責任あり、×…責任なし、斜線…提訴しておらず

※　「現地見分」欄は、○…検証又は進行協議期日として現地見分を実施、×…実施せず、？…不明

カンパ報告
513,180円集まる!

この度のカンパ活動にあたり多くの皆様より温かいご支援を賜り誠に有難うございました。

カンパ総額は4月末日までに513,183円となりました。

お寄せいただいたご厚意に、この8年間に支援カンパとしてお寄せいただいていた会費・ 寄付会計からの拠出金と合わせ、合計100万円を、控訴審にかかる印紙代、切手代、弁護団の活動費（交通費、調査費、書面作成費）等、訴訟費用に充てていただきたいと、4月末に弁護団にお届けしました。

原告の皆さんの控訴審に向けての一助となれば、と願っています。

カンパをお寄せいただいた皆様に、心より感謝申し上げます。

一審は悔しい結果となりましたが苦しく辛い状況の中で闘い続ける原告団の方々や弁護団の先生方には感謝しかありません。この闘いそのものが「私達市民が平和に暮らす権利」と言う何より大切なものへ守りの礎を築いてくれる、そう痛感するからです。

この訴訟を応援して下さる会員の方々にも改めて感謝を申し上げると共に、これからも是非皆さまのお力添えを賜りたく、何卒宜しくお願いいたします。

福島原発さいたま訴訟を支援する会・呼びかけ人（50 音順、2020/5/31 現在）

梓澤　和幸	弁護士、NPJ 代表
安藤　聡彦	埼玉大学教授
石川　逸子	詩人、作家
池田こみち	環境行政改革フォーラム副代表
礒野　弥生	東京経済大学現代法学部教授
井戸川克隆	前双葉町長
宇都宮健児	元日本弁護士連合会会長
菊一　敦子	環境・消費者運動
久野　勝治	星陵大学教授・東京農工大学名誉教授
小島　　力	福島県葛尾村原発賠償集団申立推進会代表、詩人
後藤　正志	元原発設計技術者・工学博士・NPO法人APAST理事長
小林　　実	十文字学園女子大学短期大学部表現文化学科准教授
篠永　宣孝	大東文化大学教授
菅井　益郎	国学院大学教授
須永　和博	獨協大学外国語学部
高橋千劔破	作家・文芸評論家、日本ペンクラブ副会長
田中　　司	立教小学校元校長
暉峻　淑子	埼玉大学名誉教授
三浦　　衛	図書出版・春風社代表
水島　宏明	ジャーナリスト、法政大学教授
山田　昭次	立教大学名誉教授（日本近代史）
渡邉　　泉	東京農工大学准教授

☞ 支援する会の年会費は一口1,000円です（口座番号：00130-7-550500　郵便振替口座名：福彩支援）

ご住所、お名前、連絡先（email or お電話番号）を明記の上、お申込みください。会員の方には会報、メールで情報をお伝えします。

※ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合は、ご住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にご連絡いただいた上で、以下宛にお振込ください。

☞ 銀行名：ゆうちょ銀行／金融機関コード：9900 ／店名：〇一九店 (ゼロイチキュウテン) ／店番：019 ／預金種目：当座／口座番号：0550500

福島原発さいたま訴訟を支援する会（略称」福彩支援）　▶ ウェブサイト：http://fukusaishien.com/

＊ 北浦恵美　Email：apply@fukusaishien.com　tel：04-2943-7578　fax：04-2943-7582